

宮崎県宿泊事業者受入環境整備支援事業 制度概要及び申請手続きについて

宿泊事業者受入環境整備支援事業

宮崎県観光協会は宮崎県からの補助を受け、宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合の協力のもと、ホテル・旅館等が実施する、**安心安全確保のための取組**や**収束後の事業回復を見据えた取組**に対して支援を行います。



補助額等

1 事業者上限 30 万円（事業費総額 1 億円）

- ※提出書類が整い次第、すみかに（補助金の）交付を開始します。
- ※予算の範囲内での補助となるため、各事業者からの申請総額が予算を上回った場合は、全額補助とならない場合や受付を終了する場合があります。

対象事業

○安心安全確保のための取組に係る費用

例) 施設の消毒・清掃、衛生対策のための消耗品や備品購入など

○収束後の事業回復を見据えた取組に係る費用

例) 従業員研修、Wi-Fi環境整備、Web予約システムの構築、キャッシュレス対応など

【補助対象とならない費用】

飲食費、自社施設等賃借料、維持管理費・光熱水費、キャンセル・値下げ等の損失補填、人件費等は対象となりません。

※県内での応援消費拡大のため、対象事業の実施にあたっては、可能な限り県内事業者の活用をお願いします。

対象事業者

宮崎県内で旅館業法による営業許可を受け、「ホテル・旅館」及び「簡易宿所」を営む事業者。

- ※下宿営業及び店舗型性風俗特殊営業を行っている施設は対象外です。
- ※申請を行う者（法人の場合は法人の役員を含む）が、暴力団等の反社会勢力、又は反社会勢力との関係を有する者は対象外です。

対象期間

令和2年 5月 1日（金）から
令和2年12月31日（木）までの取組に係る費用

※募集開始 令和2年5月1日（金）から

提出書類

- ① 交付申請書 (様式第1号)
- ② 収支予算書 (様式第2号)
- ③ 概算払請求書 (様式第5号)

※各様式は、県観光情報サイト「旬ナビ」や宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合のホームページへ掲載します。

旬ナビ

宮崎県ホテル組合

で検索してください。

提出方法

上記書類①交付申請書、②収支予算書を電子メールまたはファックスで提出したのち、押印した①、②、③の原本を郵送してください。

提出先

【電子メール、ファックス先】

宿泊事業者誘客準備支援事務局

(宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合)

E-mail : mhk1811@joy.ocn.ne.jp

F A X : 0 9 8 5 - 2 3 - 0 7 1 5

【郵送先】

〒880-0811

宮崎市錦町1番10号グリーンソフィア壱番館7階

宿泊事業者誘客準備支援事務局

(宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合) 宛

問い合わせ

- ・ 宿泊事業者誘客準備支援事務局
(宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合)
9時00分～17時45分
T E L : 0 9 8 5 - 2 4 - 4 7 3 0
 - ・ 公益財団法人宮崎県観光協会
9時00分～17時45分
T E L : 0 9 8 5 - 2 6 - 6 1 0 0
- ※5月6日までは土日祝も対応

その他

事業完了後には、実績報告書(領収書の写しや事業実施状況の写真など)等の提出が必要です。
また、対象事業を実施しなかった場合などにおいては、補助金の交付決定を取り消し、補助金の一部もしくは全部の返還を求めることがあります。